

第25回船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について (平成29年10月20日開催)

○議題1 船員派遣事業の許可基準の見直しについて【報告】

交通政策審議会の答申を経て、平成29年9月に許可基準の見直しに係る関係通達の改正を行うとともに関係団体へ周知した旨を事務局から報告した。

(主な意見等)

- 本議題については、前回の船員派遣事業等フォローアップ会議の場で唐突に事務局から出され回答を求められたが、本会議は政策的に決定する権限はなく、船員派遣制度が適正に実施されているかどうか労使双方が意見を交換し問題点を発見する場ではないかとの意見を踏まえ、その旨再確認した。
- 事務所面積10㎡を適用する場合は、船員部会で提出された事前に実施調査を行う旨の資料が本会議で付されていない。本件については船員部会の場合でも個人情報保護の観点から議論となったため、その議論については本会議でも報告すべきではないかとの意見を踏まえ、事務局から報告した。

○議題2 船員派遣事業の許可に係る事業所監査の結果について

平成29年1月から6月までに地方運輸局等が実施した24事業者に対する事業所監査の結果について事務局から報告し、船員派遣制度のフォローアップを行った。

1. 被監査事業者の概要等

(1) 船員派遣の実施状況

- 実施済： 17事業者
- 未実施： 7 //

(2) 船員派遣事業以外に兼業している事業

- 外航海運業： 1事業者
- 内航海運業： 11 //
- 船舶管理業： 7 //
- その他： 8 //
- 兼業なし： 2 //

(3) 派遣船員等の状況

- 派遣船員を含む雇用船員： 570人
- 派遣船員： 220人
- 派遣船員以外の雇用船員： 350人
(常用雇用 220、期間雇用 0)
- 監査時に乗船中の派遣船員： 104人
- 派遣船員の延べ人数： 1,154人
- 派遣先船舶： 実数175隻 (内航 170、外航 5)
- 派遣先船舶の延べ隻数： 472隻
- 派遣先企業： 71事業者 (国内 68、海外 3)

2. 事業所監査における是正指導状況

- (1) 船員職業安定法関係： 1事業者
- 船員派遣契約書の記載不備
 - 派遣船員であることの明示不備
 - 派遣船員への就業条件明示書の記載不備
 - 派遣先への派遣船員に関する事項の通知書の記載不備
 - 派遣元管理台帳の一部未作成
 - 派遣元管理台帳の記載不備
- (2) 船員労働安全衛生規則関係： 1事業者
- 安全衛生教育に係る実施記録の未作成
- 〔是正指導事項については、全て改善済み〕

(主な意見等)

- 複数の違反があった事業者に対する対応について質問があり、是正指導に対する事業者の改善状況について事務局から回答した。

〔参考〕第25回船員派遣事業等フォローアップ会議委員名簿

座長： 小塚 莊一郎 学習院大学教授

原 昌登 成蹊大学教授

〔労働者側〕

池谷 義之 全日本海員組合 国際局長

高橋 健二 // 水産局長

平岡 英彦 // 国内局長

立川 博行 // 政策局長

〔使用者側〕

岩瀬 恵一郎 (一社) 日本旅客船協会 労海務部長

木上 正士 (一社) 大日本水産会 事業部長

田中 俊弘 (一社) 日本船主協会 常務理事

内藤 吉起 日本内航海運組合総連合会 理事

〔国土交通省〕

増田 直樹 海事局 船員政策課長

細田 直樹 海事局安全政策課 首席運航労務監理官

(事務局：海事局船員政策課雇用対策室)